

事 務 連 絡
令 和 2 年 3 月 4 日

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」
及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについて

令和2年2月27日付「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて（事務連絡）」を発出したところですが、問い合わせの多かった質問についてFAQにとりまとめました。

各都道府県におかれては、内容についてご了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いします。

なお、小中高等学校及び特別支援学校の全国一斉の臨時休業の要請に伴う対応については、現時点のものであり、本FAQでお示ししている内容に変更がある場合には、改めてご連絡します。

【FAQ 照会先】

内閣府 子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）付
1～4について
TEL: 03-5253-2111（内線 38351）
kodomo-kyufu@cao.go.jp

5～8について
TEL 03-5253-2111（内線 38437）
kodomokosodate1kai@cao.go.jp

○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて FAQ

NO	事項	問	答	備考
1	利用者負担額	利用者負担額を日割り計算により減免した分は、誰が負担するのか。	通常の施設等給付費等の負担割合により負担することとなります。	
2	利用者負担額	利用者負担額の日割り計算ができる臨時休園等とはどのような場合か。	利用者負担額の日割り計算は、市区町村の要請・同意により保育所等を休園した場合や市区町村からの登園回避の要請により保育所等を欠席した場合等に可能であり、例えば、以下の場合が考えられます。 なお、日割りの計算の対象となる場合は臨時休園等が5日を超えた場合となります。 ①子ども等の感染が発覚し、市区町村からの要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合 ②地域の公衆衛生の観点から、市区町村の要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合 ③保育所等は開園しているが、感染、感染の疑い、濃厚接触により一部の子どもに対し、市区町村から登園回避の要請・同意を行った場合 ④小中高の全国一斉休業に伴い、保育士の数が少ない中で、小学生の子どもを見るために自宅にいる保護者の園児について、自宅での養育を要請する場合など、市区町村の要請・同意により保育所等に登園しなかった場合	
3	公定価格	小中高の全国一斉休業の要請を踏まえ、学校の休校に伴い、保護者である保育士が出勤できなかった場合、当該保育士の給与はどうか。	保育所等に対しては、通常通り給付費を支給します。	
4	公定価格	職員が発熱等により出勤できない場合や他の保育所等へ職員を派遣することにより「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項」に定める基準を下回った場合の給付費の支出はどうか。	公定価格の加算等については、当該職員が勤務しているものとみなして算定することになるため、例えば、3歳児配置改善加算やチーム保育推進加算など、職員を加配することを要件としている加算の場合も通常通り支給します。	
5	施設等利用費（臨時休業等の理由）	幼稚園（新制度に移行していない）及び認可外保育施設における新型コロナウイルス感染症により臨時休園等した場合の「子育てのための施設等利用給付」の取扱いについては、園側の判断により予防的措置として臨時休業している場合も含まれますか。	今般の新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業・臨時休園であれば対象となります。	
6	施設等利用費（預かり保育事業の支給上限額の算出）	預かり保育事業の支給上限額算出上の「その月の預かり保育事業の利用日数」に臨時休業期間中における預かり保育の提供予定の日数を含むとありますが、この「預かり保育の提供予定の日数」とは、保護者が利用を予定していた日数を指すのでしょうか。	「預かり保育の提供予定の日数」とは、臨時休業を行う当該園において、臨時休業がなければ当該預かり保育事業を実施する予定としていた日数を指します。	
7	施設等利用費（預かり保育事業の支給上限額の算出）	臨時休業期間を含む月の預かり保育事業の支給上限額の算出は、「その月の預かり保育事業の日数」に「臨時休業期間中における預かり保育事業の提供予定の日数」を加えて算出することとなるのでしょうか。 また、これは転出入がない場合も同様ですか。	お見込みのとおりです。 臨時休業期間を含む月における預かり保育事業の支給上限額は、「450円×（その月の臨時休業前後の期間において預かり保育事業を利用した日数＋臨時休業期間中における当該園において預かり保育事業を提供することを予定していた日数）」により算出し、実際に支払った預かり保育事業に係る利用料と比較していずれか低い方を支給してください。 また、この取扱いは転出入を伴わない場合も同様です。	
8	施設等利用費（支給上限額）	幼稚園（新制度に移行していない）は臨時休業するが当該園で預かり保育事業のみ実施する場合、施設等利用給付第2号認定もしくは教育・保育給付第2号認定を受けていれば、3.7万円まで施設等利用費が支給されますか。	幼稚園に在籍していることにより2.57万円の施設等利用費の支給を受けていることとなるため、ご質問のような場合の預かり保育事業に係る支給上限額は1.13万円となります。	